

和歌山地域経済研究機構 規約

(趣旨及び名称)

第1条 和歌山地域経済の発展を図るために、「和歌山地域経済研究機構」を設置する。

(目的)

第2条 本機構の目的を以下の通りとする。

- 1 産・学が保有する人的・知的資産の有効活用化を協議する。
- 2 経済等に関する現実的諸問題の解決について協議し、解決の可能性を探る。
- 3 行政への政策提言等を行うように努める。
- 4 将来において経済諸団体との連絡を密にし、幅広い地域への取組みに努める。
- 5 各種の調査・研究事業を行う。
- 6 その他本機構に必要な事業。

(会員)

第3条 本機構は、以下の機関でもって構成する。

- 1 会員
 - (1) 和歌山大学経済学部・観光学部
 - (2) 和歌山社会経済研究所
 - (3) 和歌山商工会議所
- 2 オブザーバーとしての行政機関

(理事会)

第4条

- 1 本機構に理事会をおき、理事会は以下の者をもって構成する。
 - (1) 理事長 1名
 - (2) 副理事長 3名以内
- 2 理事は各機関の推薦によって選出し、その任期を2年とし、再任を妨げない。
- 3 理事長、副理事長は、理事会で互選する。
- 4 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときはその職務を代理する。
- 5 理事会は、本機構の運営等について協議する。

(研究会)

第5条

- 1 理事会の下に研究会を設置する。
- 2 研究員は、各会員の推薦で構成する。
- 3 研究会の運営は、理事会で協議する。

(専門部会)

第6条 本機構に必要に応じて専門部会を設置する。

(会費)

第7条 本機構の会費は、会員が負担するものとする。

(事務局)

第8条 事務局を和歌山大学に置く。

(その他事項)

第9条 この規約に定めのないその他必要な事項については、理事会で協議する。

附則 この規約は、平成8年7月18日より施行する。

平成17年7月22日改正 (同7月22日施行)

平成20年4月15日改正 (同4月15日施行)

平成28年4月25日改正 (同4月25日施行)